会 議 録

件名	平成 29 年度 丹波市個人情報保護審査会		
日時	平成 29 年 9 月 5 日 14:00-16:00	場所	丹波市役所 中会議室
出席者	高木委員、上脇委員、松尾委員、 事務局(柿原、早形、余田)税 保険課(荒木)、国保医療課(高見)	務課(豊嶋	、矢持)、介護

事務局 開会

- 1 開会あいさつ (髙木会長)
- 2 案件
- (1)市県民税特別徴収税額決定通知誤交付によるマイナンバー等個人情報の 漏えいについて (税務課)
- (豊嶋) 税務課説明
- (松尾) 税の通知にマイナンバーは印刷しないといけないのか。
- (豊嶋) 地方税法の様式で規定されている。
- (松尾) マイナンバーは個人ごとに異なるので、マイナンバーで検索すれば間 違わないのでは。
- (豊嶋) 個人の特定をマイナンバーではなく、生年月日を用いてシステムで個 人を特定しているので、今回の誤りとなった。
- (松尾) マイナンバーは通知書に表示する意味があるのかと考える。
- (矢持) 業者に入力してもらっている分はシステムと突合する際にマイナンバ ーを利用しており、役に立っている。
- (上脇) 説明ではチェックの文字が小さかったというが、確かに名前は違うが 住所は違う。チェックをする際にどこまでチェックをしていたのか。
- (矢持) チェックはA3資料の左から右までを見ていくことにしている。氏名、 住所の欄もあるが、チェックが緩くなっていたのではと考える。
- (髙木) 入力した際に、違うということがわかるようにはならないのか
- (矢持) 原状では困難
- (髙木) もう一人は特別徴収とは関係ない人か
- (矢持) 普通徴収の方
- (髙木) 同じならひっかかってきたのか
- (矢持) 今年のチェック体制ではひっかからなかったと考える
- (山本) マウスで操作していたのか
- (矢持) はい
- (山本) 操作ミスの可能性はマウスなら今後もでてくる。

- (髙木) チェック用紙を何枚にも分けるということだったが、余計にミスが生まれるのでは。
- (上脇) 業者さんでの入力に完全に移行できないのか
- (豊嶋) 申告が2月中旬に始まるので、業者に渡せる期限がある。遅くでてきた報告書はどうしても職員での処理になる。
- (髙木) 今後も十分に注意して行っていただきたい。

高齢期移行助成事業対象者判定のための要介護認定情報の提供について (介護保険課、国保医療課)

- (荒木) 介護保険課説明
- (上脇) 制度変更の全体周知はするのか
- (足立) 6月末の切替時期にあわせ、公報・HPでお知らせしている。7、8 月に該当になる方には個別に周知している。
- (上脇)離れて住んでいる家族がその情報を知っていたら、家族で対応できた のに、本人のみにいっていたら、情報が活かされないことも考えられる。 制度全体を皆さんに知ってもらう機会も必要では。
- (足立) 公報・HPで一定程度の周知はしている。
- (上脇) 若い人はともかく高齢者でHPを見ない人もいる。
- (足立) 65 歳以上の方に一度は周知しているので、離れて住んでいるご家族の 方が帰ってこられた際に目にされる機会もあると考えている。
- (山本) 絞り込まなかったときの対象者数と、絞り込んだときの対象者数はど うなっているか。
- (荒木) 1回の審査会で27件ほど。これが月に12、3回ほど。年間でなら4,000件ということになる。これに対し、絞り込みをすると月に数件程度と見込んでいる。
- (上脇) 効果のところで、最初に事務の効率化がきているのが気になる。一番 目に住民の利益がでているならわかるが、これでは市の都合で考えてい るのではと勘ぐってしまう。
- (髙木) ここで問題になることは、漏洩で、必要性は当然こう考えるというも のだと思うので、問題はないかと。結論としては、情報の管理に十分気 をつけてと言わせていただいておく。

学校と警察の相互連絡制度による児童生徒情報の提供について (学校教育課)

- (西田) 学校教育課説明
- (髙木)前と同じようなことになるが、被害、何らかの被害にあいそうだという情報を伝えることには意味がある。また、現に犯罪を犯した者であれば通報すればよい。この制度を使う必要がない。また虞犯性が強いかどうかを誰がどう判断するのか。学校外であれば警察が対応する。そうする情報を提供することでどうなるのか。

- (高見) 対教師暴力を繰り返しているなど。レベルはいろいろあると思うが。
- (髙木) 対教師暴力ならそれだけでアウトではないか。なぜ少年院等の制度があるのにそれを使わないのか。裁判所の連携というのは何も裁判所に連絡するという意味ではなく、保護観察など事件後の更生は連携が起こるが、現に犯罪を犯しているわけではない、これをどうこうするのは問題では。
- (岸部) 「おそれ」ということに対してか。
- (髙木) そもそも一般社会でも警察に行くのは犯罪を犯した者。それなのに犯罪を犯しそうだということで警察に通報する意味。
- (西田) 家庭内で包丁を振り回しているという情報が入ったときに、未然に防 げないが、情報提供しておくことで、外にでて振り回すことを防げると いう。
- (髙木) そうなるのか。実際に防げるか。情報を出したからといって具体的に なにかできるのか。
- (西田) 周辺のパトロールとか。
- (上脇) パトロールしたからとて防げないのでは。
- (西田) 起こってしまってからでは
- (髙木) 何かあって、通報してそこから防ぐというのはあるが、怪しいから注意してくださいというのは。
- (西田) 学校や保護者の正当な監督に服さない場合を想定しているので、家庭 にも話を聞きながら、どこかに頼りながら子供を守っていかないといけ ないという趣旨での協定である。
- (上脇) 話の前提として家庭で包丁を振り回しているときに警察ではなく学校 に相談してくださいということになっている。
- (髙木) 警察に相談してくださいと指導するべきでは。
- (西田)教育的配慮
- (髙木) その一方で協定では教えてしまっている。
- (西田) 保護者の承諾を得ての通報
- (髙木) だったら親が知らせればと。学校の教育的役割が後退しているのでは と懸念してしまう。極端な例があるのは分かるが、これの範囲はもっと 広い。具体的に極めて限定的なものに限らない。どんどん範囲が広がる のでそこが気になる。現実に犯罪が行われているなら通報すればよいわ けで、事前に起こしそうだという判断で情報提供してしまうのは教育的 観点で本当に良いのかと考える。
- (高見)協定を結んだからといってこういった事案が多く起こるとは思っていない。小遣いをせびるといったことなら学校で指導できる。
- (髙木) そうだと思うが効果が。
- (高見) 学校も保護者も犯罪を犯していない時点で、警察に通報して子を捕ま えさせるというのは躊躇する。学校も少しなぐられたくらいで逮捕させ るのは教育的にマイナスだと考える。
- (上脇) 未然防止になりますかということ。

(高見) 起こる前に

- (髙木) その判断が非常に難しい。対教師暴力で殴って、すぐに警察はよばないでしょうが、指導してそれでもやまなければ呼ぶ。それならむしろ家裁に送って専門的な人が関わって、制度としてある。むしろそれが本筋では。通報すれば本当に将来の犯罪を未然に防ぐ効果があるのか、イメージがわかない。
- (西田)確かに警察がどういう動きをするか、効果もはっきりとは言えない。 学校は17時以降から翌日来るまでが非常に弱い。地域に協力も依頼しているが、効果がないといわれれば、ゼロではないと思う。何らかのものは未然に防いでもらえると思う。そのための通報。それをしてもらうためにはある程度、住所、名前等を伝えておかないと見守りは難しいと考えている。
- (上脇) 家庭から学校に連絡があり、親の同意を得て警察に通報するなら、直接親が警察に連絡すればよいのでは。
- (高見) そう指導して警察に行く親もあれば行かない親もいる。学校が警察に 伝えるのは良いが自分が行くのはしませんと。
- (髙木) そういう例はあると思うが、保護者の罪は重くなる。少年審判では保護者がどれだけ真剣にこどもに向き合っていたかがその後の処分を決定づける。学校ではない。かえって本人のためにならない。
- (西田)自分が動くのを望まない親は印象的には多いと思う。また何もおこっていないなかで警察に通報するのはどうかと思う親も多いと考える。そこで学校がかわりに動いて警察に見守りをお願いできればと。
- (高見) 対教師暴力の例もいくつか言ったがそれだけではない。非行集団から 警察と連携して引き離してもらうとか、そういうことも必要と考えてい る。
- (髙木) それは視点が違う。非行集団に入りそうだから引き離してくれという のと先ほどの話では視点が違う。非行集団の例ではほとんどの場合、教 師が出ていく。それでも教師の力で引き離せないというそういう例。
- (岸部) 児童生徒のこういった制度を設けるということは児童生徒との信頼関係が崩れることになると思う。児童生徒のために情報を出しませんという守りの姿勢が大事で。それでもというなら親が出す。そのため、この制度は児童生徒のためというよりは学校側のために通報してもこういう制度があるからという印象で受け取ってしまう。
- (岸部) この制度がなくても実際通報はできないか。
- (西田) 個人情報を保護するという意味ではできない。おそれがある段階で通報すれば勝手に情報提供したと言えない。
- (髙木) 警察に連絡することとしては同じこと。事前に怪しいと知らせておけ ばできるという問題ではない。
 - できないと言われたが、まさにあぶないというときには通報できる。
- (西田) 法的には問題ないということか。

- (髙木) 教師がとっさの判断で、無理と思って通報すれば警察はくる。
- (高見) それは通報して問題ないのか。
- (髙木) 協定があったからできる。なかったからできないという問題ではない。 それはまさに起ころうとする犯罪、被害を未然に防ぐということ。 現に目の前で暴力があれば通報する。一触即発のときもそう。
- (西田) それ以外のときが防げないのでは。
- (髙木) その、「それ以外」というのがどういう場合を想定しているかが分からない。

「なにかをしそうだから警察に言っておく」というようにしか聞こえない。「言っておいたのに警察は対応してくれなかった」というように聞こえてしまう。連携にみえない。

- (松尾) そういう生徒にあなたのことは警察に事前通報しておくよ、と言うのか。
- (高見) します。
- (松尾) それでは教育的にマイナスになるのでは。
- (上脇)子供がどう反応するかは、静かになる場合もあれば、信頼関係が壊れ たと感じる子もいる。必ずしもうまくいくとは限らない。
- (髙木) 本当にこれで未然に防止できますかということにつきる。効果に疑問がある。警察もいちいち通報されたらかなわないということになりかねない。
- (高見) それは警察と連携をとれていない状況では
- (岸部) 警察は学校のそとでも暴れる前でも通報してくれとは言っている。学校の中はどうなのか確認したことはないが。
- (上脇) 通報したら警察はどう対応すると想定しているのか
- (髙木) 日常的な指導を期待しているのか。
- (西田) 特異な例を想定している。刃物の例などは協定に入っていないと考えている。
- (髙木) 名前を伝えておくと具体的にどうなるのか。
- (西田) 周辺のパトロールなど私が想定できることとしてはある。
- (上脇) 警察を呼んで話を聞けないか
- (上脇) 想定されている事実がわかりにくい
- (髙木) どういう場面を想定し、警察の動きはどうであると考え、警察はその 通りに動いてくれるか。目指すところは分かるが、この制度で本当にそ うなるかが分からない。
- (山本) 警察のほうが先生より事案をよく知っているが、この協定では先が見 えない。防止は現実問題として難しい。この制度で防止できるものが見 えない。だから皆さん可としないのだと思う。
- (上脇)被害を受ける場合に提供する情報と加害の情報は違う。一つのものに 両方入っていて分かりにくい。整理したほうが良い。学外の話もあれば 学内の話もある。どう考えたらよいか。また知り得ても何ができるか。

- (髙木) これがあっても関係ないのではと思ってしまう。
- (山本) 先生も学校外の情報が分かっても何もできないのでは。
- (西田) いくつかの情報をつなぎあわせていくと、一律に関わっていたものの 指導の軽重は変わると思う。
- (山本) それは学校内の情報からだけでもできるのでは。
- (髙木) イメージとしては警察に頼って防止してくださいね、では。
- (高見) 連携してではある。
- (山本) 丹波市のあんしんネットのように個別対応の協議の場などができるのか
- (西田) これは情報提供のみだが、ケース会議的なものが必要なら学校でもしようと思う。
- (山本) そこまでもいかないのか
- (西田) そこまでの文言は協定には入っていない。
- (髙木) 今までから警察に情報提供を求められたら、できるできないを判断し、 出してきたと思う。それがこちらから積極的に出すということになる。
- (高見) 警察が危機にくることがなかったと思う。
- (西田) 丹波警察にも話はしているので、警察に具体的なイメージを確認したい。
- (髙木) よろしくお願いします。

丹波市個人情報保護条例の改正について(総務課)

- (余田) 総務課説明
- (上脇) 個人識別符号について自治体がこういった情報をもっているのか
- (余田) 必ずしも持っているものばかりではない。持てば個人識別符号に該当 するということ。
- (上脇) 要配慮個人情報に民族が入っていないが
- (余田) 人種に含まれる。また現行条例に入っている。
- (髙木)特に問題はない。

閉会